

# 公害等調整委員会の動き

## (令和7年7月～9月)

公害等調整委員会事務局

### 1 審問期日・審理期日の開催状況

| 月 日   | 期 日                                                             | 開催地 |
|-------|-----------------------------------------------------------------|-----|
| 7月11日 | 令和6年(セ)第5号<br>羽島市における工場からの粉じんによる健康被害責任裁定申請事件 第3回審問期日            | 東京都 |
| 7月23日 | 令和6年(フ)第1号<br>香川県小豆郡土庄町小部地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件 第1回審理期日     | 東京都 |
| 8月7日  | 令和5年(セ)第7号<br>町田市におけるレンタルスタジオからの低周波音及び振動による健康被害責任裁定申請事件 第1回審問期日 | 東京都 |
| 8月26日 | 令和6年(ゲ)第7号<br>大阪市における解体工事による地盤沈下被害原因裁定申請事件 第1回審問期日              | 東京都 |

## 2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要

令和7年8月4日受付

### 受付事件の概要

#### ○ 東近江市における工場からの地下水汲み上げによる地盤沈下原因裁定申請事件

(公調委令和7年(ゲ)第5号事件)

令和7年7月2日受付

本件は、申請人宅に生じた地盤沈下は、被申請人が工場での地下水汲み上げを行ったことによるものである、との裁定を求めるものです。

#### ○ 足立区における工場からの騒音・低周波音による健康被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件

(公調委令和7年(リ)第2号事件)

令和7年7月16日受付

足立区における工場からの騒音・低周波音による健康被害職権調停事件は、東京都足立区の住民2人が、アクセサリー製造等会社を相手方(被申請人)として、申請人らに生じた抑うつ状態、睡眠障害、胃腸障害、体重低下等の健康被害は、被申請人の工場から騒音、低周波音、振動を発生、拡散させたことによるものである、との裁定を求めた事件について、職権で調停に付し(令和6年(調)第8号事件)、令和6年10月29日、調停が成立した事件です。

令和7年7月16日、前記調停事件の申請人から、調停条項に係る義務履行の勧告を求める申出がありました。

#### ○ 横浜市における飲食店からの悪臭被害責任裁定申請事件

(公調委令和7年(セ)第7号事件)

本件は、被申請人が、換気扇を稼働させることにより店舗から調理臭及び生活臭(主としてタバコ臭)を発生させていることで、申請人甲は生活面の被害を被っており、在宅勤務を行う際に臭気により集中を妨げられ、仕事の進捗に支障を来しており、臭気を原因とするストレスにより、申請人乙から八つ当たりをされることがあり、その意味でも被害を被っていること、そして、申請人乙は、仕事部屋が被申請人店舗に近いことから窓を閉めていても臭気を感じており、仕事に集中することができず、収入面にも悪影響が生じているなどとして、被申請人に対し、慰謝料等として損害賠償金合計1100万円等の支払を求めるものです。

#### ○ 富山市における工場からの粉じんによる大気汚染被害原因裁定申請事件

(公調委令和7年(ゲ)第7号事件)

令和7年9月22日受付

本件は、申請人宅に生じた汚染は被申請人が工場で使用したカーボンブラックにより発生したカーボンダストによるものである、との裁定を求めるものです。

### 終結事件の概要

#### ○ 一宮市における工場からの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件

(公調委令和5年(ゲ)第8号・令和7年(調)第6号事件)

#### ① 事件の概要

令和5年8月29日、愛知県一宮市の住民2人から、隣接する工場を所有するプラスチック金型

製造会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人ら各自宅の屋根等が錆びつく、自動車に鉄粉が付着する、エアコン等の家電製品が故障する等の被害が生じたのは、被申請人が所有する工場から飛散する粉じん（鉄粉）によるものである、との裁定を求めたものです。

### ② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が所有する工場から飛散する粉じん（鉄粉）と申請人ら各自宅の屋根等が錆びつく、自動車に鉄粉が付着する、エアコン等の家電製品が故障する等の被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和7年6月12日、公害紛争処理法第42条の24第1項及び第42条の33により職権で調停に付し（公調委令和7年（調）第6号事件）、裁定委員会が自ら処理することとしました。その後、2回の調停期日を開催し、裁定委員会が調停案を提示したところ、同年8月8日に開催した第3回調停期日において、当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

### ○ 羽島市における工場からの粉じんによる健康被害責任裁定申請事件

（公調委令和6年（セ）第5号事件）

#### ① 事件の概要

令和6年4月17日、岐阜県羽島市の住民2人から、建材等製造販売会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人の運営する工場の近隣に所在した就業先である作業所において、紋紙作成等の業務に従事していた者が、工場から飛散した石綿粉じんにばく露したことにより、悪性胸膜中皮腫に罹患し死亡するに至ったとして、その者の相続人である申請人らが、被申請人に対し、慰謝料等として損害賠償金合計3300万円等の支払を求めたものです。

### ② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、3回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和7年9月18日、本件申請を一部認容、一部棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

### ○ 周南市における工場からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件

（公調委令和7年（ゲ）第6号）

#### ① 事件の概要

令和7年8月15日、山口県周南市の住民1人から、隣接する工場の操業者を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人に生じた長期間の睡眠不足・睡眠不足による歯周病、肥満等の健康被害は被申請人が操業する工場内外からの騒音・振動によるものである、との原因裁定を求めたものです。

#### ② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めた結果、原因裁定をすることは相当でないと認

められることから、令和7年9月30日、公害紛争処理法第42条の27第2項で準用する第42条の12第2項の規定により、申請を受理しない決定をし、本事件は終結しました。

### 3 土地利用調整に関する受付・終結事件の概要

#### 終結事件の概要

- 香川県小豆郡土庄町小部地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件  
(公調委令和6年(フ)第1号事件)

#### ① 事件の概要

公害等調整委員会は、申請人から香川県知事(以下「処分庁」という。)が行った香川県小豆郡土庄町小部地内の岩石採取計画不認可処分の取消を求める裁定の申請を令和6年10月9日付けで受け付けました。申請の内容は以下のとおりです。

処分庁は、申請人からなされた香川県小豆郡土庄町小部地内における採石法第33条に基づく岩石採取計画認可申請に対し、採石法施行規則第8条の15第2項第7号に規定する「岩石採取場で岩石の採取を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面」及び同項第8号に規定する「岩石の採取に係る行為に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面」を添付していないことを理由に、令和6年7月12日付けで不認可処分を行ったことから、申請人は、同処分は違法であるとして、令和6年10月9日付けで、同処分の取消を求めて裁定を申請しました。

#### ② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審理期日を開催するなど、審理手続を進め、令和7年9月8日付で、処分庁が申請人に対して令和6年7月12日付けでした岩石採取計画不認可処分を取り消すとの裁定を行い、本事件は終結しました。